

平成20年第2回

三重地方税管理回収機構議会臨時会

会 議 録

三重地方税管理回収機構議会

1 期 日 平成20年5月12日(月)午後1時30分開会

2 議会会議場所

三重県庁舎 2階 特別会議室

3 出席者

議員	1番	柏木	廣文
議員	2番	亀井	利克
議員	3番	木田	久主一
議員	4番	河上	敢二
議員	5番	下村	猛
議員	6番	山田	信博
議員	7番	奥山	始郎
議員	8番	長谷川	順一

執行部（事務局）

管理者	田中亮太（次期管理者）
事務局長（管理者職務代理者）	坂井清
総務課長	谷口久美
徴収課長	和田嘉則
徴収課主査	越川靖之
徴収課主事	奥田昌宏

重地方税管理回収機構議会臨時会議事日程

議事日程

平成20年5月12日(月)午後1時30分開議

「議事日程」

日程第1 議長及び副議長選出の件

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の件

日程第4

報告第1号 専決処分の承認について

日程第5

議案第1号 三重地方税管理回収機構管理者の選任について

議案第2号 三重地方税管理回収機構監査委員の選任について

議案第3号 三重地方税管理回収機構公平委員の選任について

議 会 議 席

書 記 書記長

議 長

亀井議員

柏木議員

河上議員

木田議員

山田議員

下村議員

長谷川議員

奥山議員

記
者
席

傍
聽
席

事務局長

機構管理者

徴収課長

総務課長

入 口

平成20年第2回三重地方税管理回収機構議会

臨時会議事録

事務局長（坂井清君） 「本日は、本機構議会臨時会にご出席をいただき有り難うございました。平成16年4月の機構設立から4年間を経過しまして、本年度より新しい機構管理者と機構議員の皆様によりまして、5年目を迎えることになりました。今後とも、県内全市町から信頼される組織として、更に活動を強化したいと考えておりますので、本機構議員の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。

では、ただ今から、会議に入らせていただきます。

本日は、機構議員改選後初めての会議でございます。従いまして、議長が選出されます間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中から年長の議員が臨時議長の職務を行うこととなりますので、ご指名をしたいと存じます。本日の出席議員の中で、柏木議員が年長の議員でありますので臨時議長をよろしくお願い申し上げます。

柏木議員、議長席へお願いします。」

臨時議長（柏木廣文議員） 「それでは、一言ご挨拶申し上げます。ただいま臨時議長の職を命ぜられました柏木でございます。臨時会の運営につきまして、皆様方の協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は、8名でございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから、平成20年第2回三重地方税管理回収機構議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

これより、議事日程に入ります。

議事日程第1議長及び副議長の選出を行いたいと思います。お諮りいたします。議長及び副議長選出の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。執行部側で選考の意見があれば求めたいと思います。」

事務局長（坂井清君） 「議長、副議長の選出につきましては、三重県市長会事務局と三重県町村会事務局にご相談申し上げた結果、議長候補には町村会会長の柏木大紀町長を、副議長には市長会副会長の亀井名張市長の推薦をしていただきましたので報告いたします。」

臨時議長（柏木廣文議員） 「ご苦労さん。それではお諮りいたします。これにご異議ございませんか。」

（「異議なし」の声あり。）

臨時議長（柏木廣文議員） 「異議なしと認めます。よって、選出の方法については、臨時議長において議長及び副議長を一括して指名いたしたいと思います。ご異議ございませんか。」

（「異議なし」の声あり。）

臨時議長（柏木廣文議員） 「ありがとうございます。ご異議なしと認めます。よって、議長において一括して指名することに決定をいたしました。三重地方税管理回収機構議会の議長に、私、柏木でございます。副議長に亀井議員をご指名いたします。お諮りいたします。
ただいま、指名いたしました柏木議員を議長の当選人に、亀井議員を副議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。」

（「異議なし」の声あり。）

臨時議長（柏木廣文議員） 「ご異議なしと認めます。よって、柏木議員を議長に、亀井議員が副議長に当選されましたので、本席から告知をいたします。
これにより、臨時議長の職を終わり、新議長として議事運営にあたらせていただきますよろしくお祈りをいたしたいと思います。」

議長（柏木廣文議員） 「機構議会議長の職を命ぜられました、あらためて柏木でございますが、この議会臨時会の運営について、ご協力をお願いする次第であります。

日程に先立ちまして、地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者の報告でございますが、議案書の報告のとおりとなっております。はじめに、本臨時会の書記として、越川靖之徴収課主査、奥田昌宏徴収課主事を任命し、議事進行を補佐させていきたいと存じます。

次に、議事日程第2会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第60条の規定によりまして、下村議員、山田議員のご兩名をご指名いたします。

次に、議事日程第3会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。」

(「異議なし」の声あり)

議長(柏木廣文議員) 「ご異議なしと認めまして、会期は、本日1日限りと決定をいたしました。」

次に、議事日程第4報告第1号専決処分の承認を求める件について、議題といたします。執行部側から議案が提出されておりますので、報告をさせます。どうぞ。越川書記長。」

書記長(越川靖之君) 「はい。報告第1号専決処分の承認について報告いたします。

三重地方税管理回収機構の移管事案にかかる滞納処分について、第三債務者に対して支払督促の申立てを行ったところ、第三債務者より異議申立てがあり訴訟となったものの判決が下された件について、控訴の提起を地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分としたので報告をして承認を求めます。平成20年5月12日。三重地方税管理回収機構管理者職務代理者坂井清。事件、平成18年(ワ)第216号取立金請求事件。訴訟手続き等委任事項、機構顧問楠井弁護士に対して訴訟委任状を提出。経過報告、係争中。以上です。」

議長(柏木廣文議員) 「提出議案について、執行部側から説明を求めます。坂井事務局長。」

事務局長(坂井清君) 「はい。報告第1号専決処分の承認について、ご説明申し上げます。機構への移管事案のうち、滞納者が契約する生命保険を差し押さえ保険会社に支払い請求を行い

ましたところ、保険会社は妻が無権代理により勝手に保険契約を結んだとの申し出を認め支払いを拒絶したため、保険会社に対して支払督促のあと平成18年7月6日に訴訟となったものです。平成20年2月27日に津地方裁判所で当機構の主張が認められなかったため、控訴の提起を2週間以内に名古屋高等裁判所に行く必要があります、地方自治法第179条第1項の規定（議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき）により、専決処分としたものです。なお、本訴訟の経過報告ですが、5月9日に第1回目の口頭弁論が開催されたところでございます。よろしく、ご承認賜りますようお願い申し上げます。」

議長（柏木廣文議員） 「お諮りいたします。これより、報告第1号専決処分の承認について、討論を省略をし、直ちに採決いたしたいと思っております。本件は、執行部原案のとおり承認することにご異議ございませんか。」

（「異議なし」の声あり。）

議長（柏木廣文議員） 「異議なしと認めます。よって、報告第1号専決処分の承認を求める件については、承認されました。次に、議事日程第5議案第1号について、議題といたします。執行部側から議案が提出されているので、報告をさせます。越川書記長。」

書記長（越川靖之君） 「はい。議案第1号三重地方税管理回収機構管理者の選任について報告いたします。三重地方税管理回収機構の管理者に下記の者を選任したいから、三重地方税管理回収機構規約第9条第1項の規定によって、議会の選任を求める。氏名、田中亮太亀山市長。以上です。」

議長（柏木廣文議員） 「提出議案につき、執行部側から説明を求めます。坂井事務局長。」

事務局長（坂井清君） 「はい。議案第1号三重地方税管理回収機構管理者の選任につきまして、説明申し上げます。」

本機構管理者の選任につきましては、機構設立時に三重県市長会事務局と三重県町村会事務局にご相談を申し上げ、機構管理者は2年間の任期を、選出時期の市長会と町村会の会長に交互に務めていただくことを決めております。平成16年度からは市長会、平成18年度からは町村会から選出いただいており、去る平成20年3月に、三重県市長会事務局より、市長会会長田中亮太氏亀山市長の管理者への推薦がございまして、本機構規約第9条第1項に基づき管理者の選任について上程をいたしました。よろしく、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（柏木廣文議員） 「お諮りいたします。本案については、三重地方税管理回収機構議会規則第45条の規定によりまして、提出者の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと存じます。ご異議ございませんですか。」

（「異議なし」の声あり。）

議長（柏木廣文議員） 「はい、ありがとうございます。
お諮りいたします。本機構の管理者については、執行部側の提案どおり田中亮太亀山市長とすることにご異議ございませんですか。」

（「異議なし」の声あり。）

議長（柏木廣文議員） 「ご異議なしと認めます。よって、本機構管理者を田中亮太亀山市長と決定をいたしました。
ここで、新管理者のごあいさつをお願いいたします。」

管理者（田中亮太議員） 「それでは、一言ご挨拶を申し上げます。皆様方のご推挙によりまして、本機構管理者に選任されました亀山市長の田中でございます。一言ご挨拶を申し上げます。三位一体改革による税源移譲により国と地方の財政見直しがされる中、地方公共団体の活動、行政サービスを行っていく上で、税収確保の重要性はますます高まっております。県内市町における地方税の滞納額を縮減するため、県と市町の協働の取組みとして「三重地方税管理回収機構」が設立され、5年目を迎えました。県内全市町が一致団結して、税の

公平性を確立し滞納額の縮減を図る取組みとしての意義は、大変大きいと考えております。県と市と町からの派遣された14名の職員と専門知識を有する3名の顧問で構成されました組織であり、派遣職員は非常に厳しい業務に従事し、幾多の難問に直面しながら滞納整理を行っております。機構徴収額の成果は、平成19年度は6億5,132万円の徴収実績をあげており、機構の活動指標であります差押件数も平成19年度は1,200件を超えております。平成16年の設立以来、この4年間でみますと、徴収金額で約29億2千万円、差押件数で約5千件を実施してまいりました。このことは、市町の困難事案である滞納者に対し厳しく滞納処分をおこなった結果であり、機構は県内外に広く知られる存在となり、県内市町にとって地方税に関する最終処理機関として位置付けられております。このように、徴収実績をあげた要因は、機構に派遣された職員の皆さんが組織一丸となり、正義感と使命感を持って真正面から移管事案に対処し、責務を遂行した結果であります。全国的にも同様の一部事務組合が、18年に和歌山、徳島、愛媛の3県で設立され、他県においても同様の動きが見られており、全国の税務行政関係者が注目しておりますが、今後も三重地方税管理回収機構議会議員の皆様方や構成団体の皆様方、県関係者の皆様方からの引き続きのご指導、ご支援をいただきますようお願い申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。」

議長（柏木廣文議員） 「田中市長、大変ご苦勞様ですが、よろしくお願いいたします。

つづきまして、議事日程第5議案第2号について議題といたします。執行部側から議案が提出されておるので報告させます。越川書記長。」

書記長（越川靖之君） 「はい。議案第2号三重地方税管理回収機構監査委員の選任について報告いたします。

三重地方税管理回収機構の監査委員に下記の者を選任したいから、三重地方税管理回収機構規約第11条第2項の規定によって、議会の同意を求める。記、氏名永合伸保税理士。同、木田久主一鳥羽市長。」

議長（柏木廣文議員） 「提出議案について、執行部側の説明を求めま

す。坂井事務局長。」

事務局長（坂井清君） 「議案第2号三重地方税管理回収機構監査委員の選任について、ご説明申し上げます。

本機構の監査委員2名のうち、知識経験を有する者として、永合伸安氏税理士でございます。及び機構議員のうちからは、木田久主一鳥羽市長を、本機構規約第11条第2項に基づきまして、監査委員の選任の同意について上程をいたしました。任期につきましては、永合氏は4年間、木田議員につきましては当機構議員の任期となります。

なお、ご承認いただきましたら、地方自治法第199条の3第1項の規定により、代表監査委員には、永合氏に務めていただくことになることを申し添えます。

よろしく、ご承認賜りますようお願い申し上げます。」

議長（柏木廣文議員） 「お諮りをいたします。本案については、三重地方税管理回収機構議会規則第45条の規定により、提出者の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと存じます。これにご異議ございませんか。」

（「異議なし」の声あり。）

議長（柏木廣文議員） 「これより、議案第2号について採決をいたします。本案は、執行部原案のとおり同意することにご異議ございませんか。」

（「異議なし」の声あり。）

議長（柏木廣文議員） 「全員異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。つづきまして、議事日程第5議案第3号について議題といたします。執行部側から議案が提出されておりますので、報告させます。越川書記長。」

書記長（越川靖之君） 「はい。議案第3号三重地方税管理回収機構公平委員の選任について報告いたします。

三重地方税管理回収機構の公平委員に下記の者を選任したいから、地方公務員法第9条の2第2項の規定によって、議

会の同意を求める。記、氏名西澤博弁護士、同、糸川洪司三重県市長会事務局長、同、長田芳樹三重県町村会事務局長。以上です。」

議長(柏木廣文議員)「提出議案につき、執行部側の説明を求めます。坂井事務局長。」

事務局長(坂井清君)「はい。議案第3号三重地方税管理回収機構公平委員の選任について、ご説明を申し上げます。三重地方税管理回収機構の公平委員として、西澤博氏、弁護士でございます。糸川洪司氏、三重県市長会事務局長です。及び長田芳樹氏、三重県町村会事務局長でございます。の3名を地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、公平委員の選任の同意について上程をいたしました。なお、任期は4年間でございます。よろしく、ご承認賜りますようお願い申し上げます。」

議長(柏木廣文議員)「お諮りをいたします。本案につきましては、三重地方税管理回収機構議会規則第45条の規定により、提出者の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じます。これにご異議ございませんですか。」

(「異議なし」の声あり。)

議長(柏木廣文議員)「はい。これより、議案第3号について採決をいたします。本案は、執行部原案のとおり同意することにご異議ございませんですか。」

(「異議なし」の声あり。)

議長(柏木廣文議員)「全員異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり同意することに決定をいたしました。以上をもちまして、今臨時会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。よって、平成20年第2回三重地方税管理回収機構議会臨時会を閉会といたします。ご協力どうもありがとうございました。」